

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 意見陳述

2023年（令和5年）10月31日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 皆 川 洋 美

### 第1 本事案について

本件事案は、北海道内に居住する3組・6名の同性カップルが原告となり、彼ら・彼女らに結婚を認めない、現在の民法・戸籍法の制度について、法の下での平等の憲法14条1項、結婚の自由の24条1項、24条2項に反するとして、損害賠償を求める事案です。

### 第2 これまでの訴訟の経過について

2021年3月17日の札幌地裁の判決から、2022年6月20日の大阪地裁判決、11月30日の東京地裁判決に続き、2023年5月30日には名古屋地裁判決、6月8日には福岡地裁判決が出されました。

大阪地裁判決と東京地裁判決については、準備書面で既に説明済みです。

名古屋地裁判決は、同性カップルの婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法に関する諸規定は、24条1項には違反しないとしたものの、異性カップルについてのみ現行の法律婚制度を設けてその範囲を限定し、同性カップルに対しては、その関係を国の制度として公証することなく、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないことが、憲法24条2項、憲法14

条1項に違反するとなりました。

また、続く福岡地裁判決は、憲法14条違反などは認めませんでした。同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定が、個人の尊厳に立脚するべきものとする憲法24条2項に違反する状態にあるとなりました。

### 第3 判決の流れと在ってほしい「家族」について

この9月、さっぽろレインボープライドが開催されました。また、全国的にも、東京や京都、福岡など、全国津々浦々でのレインボープライドが開催されています。

札幌でのレインボープライドは、1996年から実施されており、今年は約2万人もが来場するほど、大規模に、明るく、多くの企業の協賛を受けて開催されています。

しかしながら、開催を始めた当初には、都会だけではなく地方にも当事者が暮らしていることを可視化させること、そして、当事者の中にあるフォビアを払拭して、誇りを取り戻すために、地元でパレードを開催することにしたのだと、私の大学時代の恩師である鈴木賢明治大学教授は説明されます。

私が鈴木教授と出会ったのは、大学時代のサークルでした。そのサークル内で日本国憲法について学んだ時のことはいまだ忘れられません。

司法権を行使する裁判所に民主的正当性がないにもかかわらず、違憲立法審査権が付与されている理由は、民主制の過程では救済されない人権侵害を是正するためである、と。

社会の圧倒的多数者は、異性愛者でシスジェンダーです。今般施行されたLGBT理解増進法に文言を借りるとすれば、その異性愛者・シスジェンダーたちの「安心」に配慮するために、同性愛者を、トランスジェンダーを、いつまで社会の構成員として認めなくていいことになるのでしょうか。

今、各地裁で出されている判決はすべて、明らかに、性的少数者がこの社会の一

員である、ということを前提としています。隣の家の人、乗ったタクシーの運転手さん、カフェに行った時の店員さん。今まで思ったこともないかもしれませんが、そこに確かにいます。そして、それぞれに「家族」がいること、自分と大切な家族との関係がほかの家族と何ら変わらないと公的に認められたいと思っていること。それを前提にした判決を望みます。

異性愛者だけが社会の構成員なのではない、ずっとこの札幌に、北海道に、日本に、社会の中に同性愛者はいて、裁判所が、自分のパートナーとの関係が、異性愛者のパートナーとの関係と同じだ、と判断してくれるのを待っています。

最後に、個人的な話で恐縮ですが、お話します。

私は法律婚をしていますが、子供がおりません。数年間にわたり、少なくない金額をかけて不妊治療を受けましたが、成果なく本日に至りました。

この「結婚の自由をすべての人に」訴訟の中では、結婚制度が「男女が子を産み育てるという関係のため」のものであるかのように判示した国の主張や地裁の判決がありました。この論理でいくと、子供ができない体質の私たち夫婦は、法律婚制度の埒外、結婚制度の正式な利用者としては認められないはずが、法律上異性であるということを利用し、すり抜けて制度を利用できただけ、ということになってしまいます。

さすがに国会では差し控えているようですが、つまり訴訟で国が言ったのはこういうことですし、裁判所がそれを後押ししてしまったということになります。

子供ができなくても、せめて自分の好きな人と民法上も家族になりたい、というのは、そんなにわがままで、不遜で、社会の多数からの理解を得て「許してもらわなければならない」ことなのではないでしょうか。

自然生殖ができない私たちが法律婚をするのは認められて、どうして法律上同性のカップルが法律婚をするのは認められないのでしょうか。そこに何か合理的な理由はあるのでしょうか。

異性のカップルであれば、子供ができなくても「ただ好きだから」「一緒にいた

いから」でたった一枚の紙を出せば認められる結婚です。離婚する可能性があっても認められますし、同居できなくても認められます。子供ができなければ養子をとることもできますし、養子をとった後で離縁することも認められます。

その全てが、自分の意思では性的指向を変えられない法律上同性のカップルに認められない、という理論を否定してもらえるのなら、本日、ひとつの例として個人的なことを裁判所でお話した甲斐があります。

どうか、ただ多数者の理解を待っていたのでは絶対に民主制の過程で是正されない、この人権課題を解決する要石となるような判決を出す英断をされることを望み、代理人の意見陳述とさせていただきます。

以上